

(資料) 研修配布資料

1、 10月3日 青森県青森市

全国権利擁護支援ネットワーク「権利擁護支援従事者研修inあおもり」(R2.10.3)
パネルディスカッション「成年後見制度を支える機関の取組の実践」

法人後見における 身上保護の取組

～「カシオペア」地域における実践～



特定営利活動法人
カシオペア権利擁護支援センター
所長 小野寺幸司

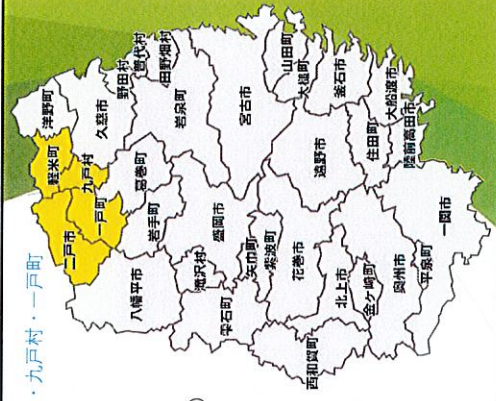
カシオペア地域の概況

二戸市・軽米町・九戸村・一戸町

岩手県北部に位置し青森県と隣接
プロイラー生産第3位、漆生産第1位
瀬戸内寂聴ゆかりの天台寺 九戸政実(九戸城)

総人口 53,476名 (H30.12時点55,721名)
高齢者人口 20,723名 (H30.12時点20,586名)
高齢化率 38.75% (H30.12時点36.94%)
要介護認定者数 3,770名
認知症者数 2,665名 (Ila以上)
療育手帳所持者 658名
精神保健福祉手帳所持者 478名
日常生活自立支援事業利用者 61名

人口減少と高齢化が進む地域



お話の内容

- 二戸地域の状況を踏まえた
取組みのはじめ
- 法人後見受任事例の特徴
- 法人後見受任事例紹介
- おしまいに

1. 二戸地域の状況を踏まえた取組みのはじめ

平成19年度 各分野の相談窓口担当者が**権利擁護・成年後見制度の相談を受けていた**(高齢・障がい・児童・医療等)

多職種連携
(つながる)

しかし、成年後見制度って聞いたことはあるけど？
裁判所なんて行ったこともないし、そもそもどこにあるの？
弁護士がやる仕事だよな？

住民の困り毎がそのままになっていった
中には、**三代にわたって引き継がれていた**(高齢者はその間に他県)

1. 二戸地域の状況を踏まえた取組みの始まり

「**権利擁護**」という目的に関連する福祉・司法・医療・行政等幅広い人々で、**二戸地域に**応じた**権利擁護支援体制**を構築しよう！

平成20年度 権利擁護ネットワーク会議を設置し自らの学習
 成年後見制度の啓発、実態調査と、困難事例検討等を実施

平成24年度 5年間の活動から**専門的**で**継続的な**相談機関を新たな社会資源として構築

(NPO法人カシオペア**権利擁護支援センター**)

令和元年度 **成年後見制度利用促進基本計画**に基づく「**中核機関**」として設置

多職種連携
(つながる)

多職種連携による「権利擁護ネットワーク会議」(令和2年度)

【行政】
 東北広域振興局
 二戸地区広域行政事務組合
 二戸市 軽米町 九戸村 一戸町

【医療】
 県立一戸病院

【専門職】
 弁護士 行政書士 社会保険労務士 税理士

【オブザーバー】
 盛岡家庭裁判所二戸支部
 岩手銀行二戸支店
 久慈地域成年後見センター

【事務局】
 カシオペア権利擁護支援センター

41名

【福祉】
 包括支援センター(社会福祉士)
 介護老人福祉施設(ケアマネ)
 二戸広域介護支援専門員協議会
 相談支援事業所
 共同生活介護
 地域活動支援センター

高齢
 障がい
 権利擁護
 地域福祉
 社会福祉協議会

権利擁護委員会の取り組みや各種調査結果から見えてきたこと

1. 啓発の必要性

・住民はもろろん、福祉関係職員が成年後見制度について知らない実態がある。
 制度を知らない。理解が進んでいない。

2. 相談・支援の体制作り

・どこに相談したらいいの？ ・法律用語がむずかしい ・手続き面倒、不安
 ・福祉事業と司法の事業 ・困難事例の検討

3. 受け皿作り

・親族が疎遠、虐待、身寄りがいない人の後見人が見つからない。
 ・身寄りのない高齢者の増加
 ・市民後見人育成事業の実施
 ・後見人等を支え続けるしくみ
 成年後見制度の活用
 法人後見による受け皿体制作り

※住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、成年後見制度を活用した**権利擁護支援**が重要であり、市町村と協働により展開していくためにはNPO法人格を有しが団体として責任をもって参画する必要がある。

NPO法人カシオペア権利擁護支援センター

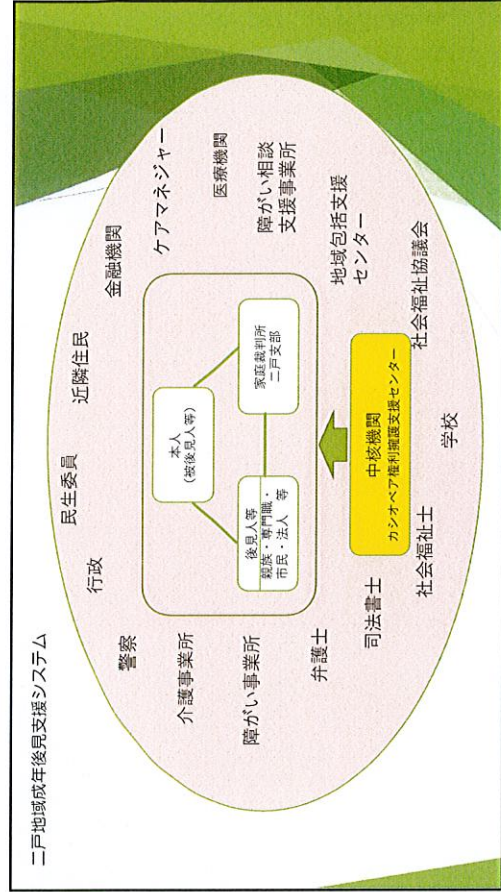
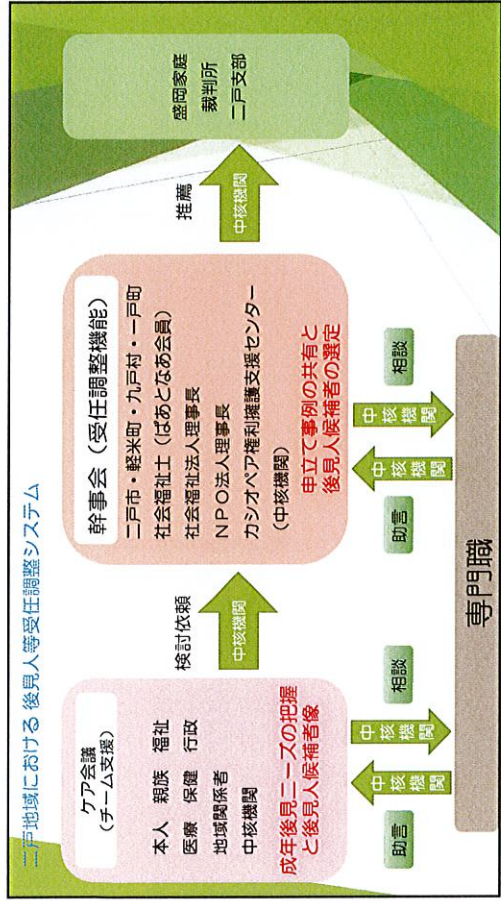
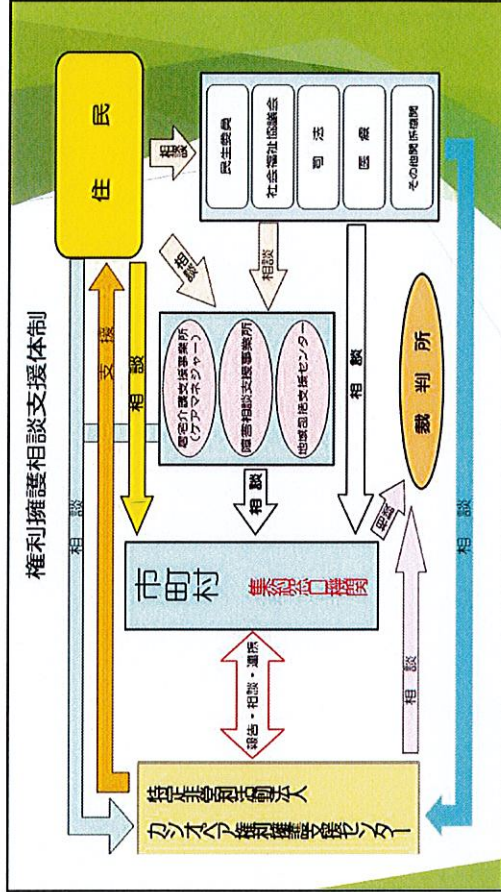
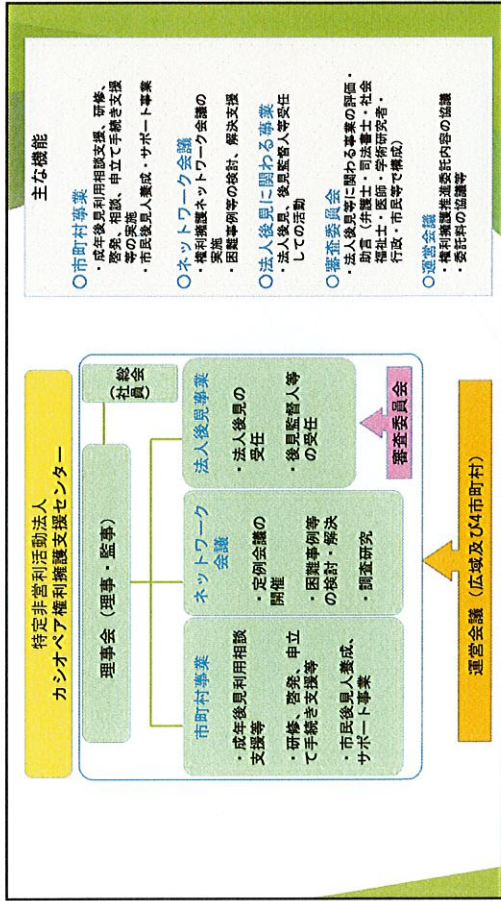
★役員・相談員★：(社員20名)

- 理事長 小井田 潤一 (岩手県立一戸病院院長)
- 副理事長 山口 金男 (社会福祉法人二戸市社会福祉協議会会長)
- 佐藤 慶之 (はあとなあ岩手)
- 常務理事 小野寺 幸司 (NPO法人カシオペア権利擁護支援センター所長)
- 理事 一戸 舒也 (社会福祉法人カシオペア理事兼専務理事)
- 下川 洪 (NPO法人えんの下理事長)
- 土屋 かおり (社会福祉法人家の園助友支援日型事業所管理者)
- 上山 正幸 (一戸町教育委員会学校教育課長)
- 監事 戸来 美穂子 (社会福祉法人カシオペア理事専務主任兼出納責任者)

- 所長(社会福祉士) 1名
- 主任相談員(社会福祉士) 1名
- 相談員兼事務員 1名
- 相談員(介護福祉士) 1名



他にも、弁護士、税理士、行政書士、社会福祉士、社会保険労務士、精神保健福祉士、東北広域振興局、二戸地区広域行政事務組合、市町村福祉担当等、高齢者施設、障がい者相談支援事業所、市町村地域包括支援センター、県立病院ほか



2. 法人後見受任事例の特徴

◇受任までの経過

相談受付（本人、親族、関係機関等）
 支援会議（本人に関わる関係者等）

※情報の共有、生活課題の確認及び支援方法の見立て
 ※成年後見ニーズの確認と本人に望ましい後見人像確認
 申立支援（親族や関係者による役割分担）
 受任後の後見人を含めたケア会議（顔合わせと役割分担）

2. 法人後見受任事例の特徴

◇法人後見受任の特徴

後見人支援期間が長い

※特に知的障がい者や精神障がい者
 複合課題世帯（**環境との相互作用**）
 ※要介護者や障がい者、引きこもり、不登校等
 ※多くの機関や社会資源との連携ニーズ
 関わりが難しい人

※認知症や性格的に関わりがスムーズに行かない
 市民後見人案件（**複数後見**）

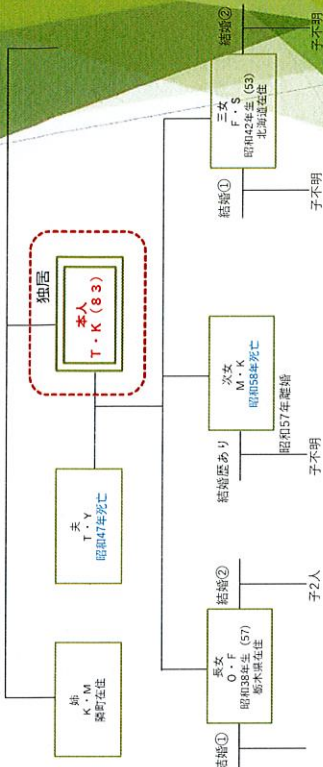
※盛岡家裁は市民後見人受任条件を専門職との複数等

3. 法人後見受任事例紹介

【事例の概要】

T・Kさん（83歳） 独居高齢者 要介護2
 アルツハイマー認知症 老年期精神病
 昭和38年結婚 農業に従事 娘3人授かる。夫及び次女は既に他界
 大規模農家地域で家は畑で囲まれており隣近所までは100m以上離れている。
 隣近所や親戚との関係性も悪い。
 平成21年 生活保護受給
 平成26年 被害妄想（物盗られ）出現 受診進めるも拒否
 平成28年 精神科受診し「**アルツハイマー認知症**」診断受ける
 要介護1認定 訪問介護導入（**認知症初期集中支援チーム**）
 平成29年 訪問診療、訪問看護導入
 平成元年 成年後見制度申立支援開始 親族から協力得られず
10月 市町村長申立（保佐） 12月 審判 確定

T・K ジェノグラム



3. 法人後見受任事例紹介

【身上保護の経過】

本人の希望「**自宅で生活したい**」

関係者でケア会議を開催し、本人の希望を尊重し実現するために必要な支援方法を検討

背景) 物盗られ妄想があり**関わりが難しい**

生活実態が把握できていない

自宅の権利書は預かって欲しいが**その他は自分で管理する**

※保佐申立時に**代理権が付与できず**

保佐人としては、**時間をかけてでも被保佐人と権利擁護支援センター職員との信頼関係を構築**することに重点をおいた。

3. 法人後見受任事例紹介

【身上保護の経過】

金銭管理：当初は権利書のみ管理から**通帳や印鑑等の管理へ拡大**利用料や買い物費用、本人小遣いを**不穏要因の減少**することで安定。

身上保護：「**自宅で暮らしたい**」を実現するために、特にも**健康面の安定**に向け、**食事面での支援を強化**。

被保佐人の生活状況を把握及び共有するため「**連絡ノート**」の活用導入。状況変化に応じケアマネと保佐人が**中心となり、関係者との連携を推進**。

※自炊能力低下で週5回の弁当を導入（**持参方法工夫**）

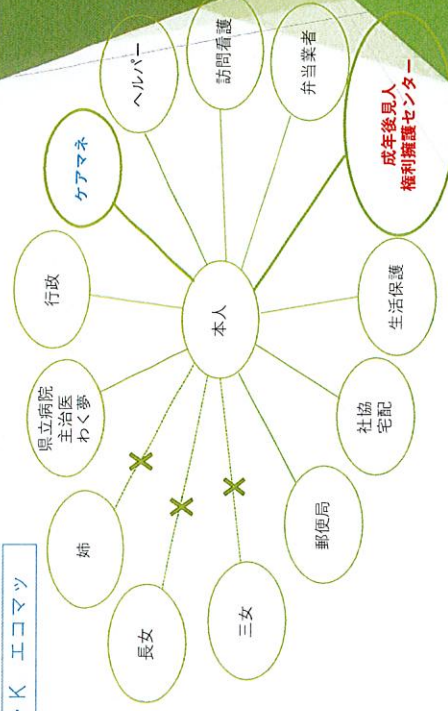
今後に向けて：一人暮らしが困難な状況の見立てと対応

ウィークリープラン

月	火	水	木	金	土	日
業者弁当	業者弁当	社協弁当	業者弁当	業者弁当		
ヘルパー	わく夢	訪問看護	ヘルパー	わく夢		訪問看護

「わく夢」：精神科によるデイケア
 弁当配付方法：業者弁当はわく夢持参、ヘルパー持参
 社協弁当は自宅へ

T・K エコマツ



4. おしまいに

「その人らしい人生の主役は本人」

本人らしさ (希望・願い) の実現と
現実 (安全確保) に葛藤

だからこそ、後見人だけでは支援できない
関係者により「チーム〇〇 (被後見人)」の
一員として後見人の役割と責任を果たす

「誰にでもあたりまえで身近な制度へ」

特定非営利活動法人

カシオペア権利擁護支援センター

電話 0195-43-3042

FAX 0195-43-3043

E-mail : cassiopeia.kenri@aioros.ocn.ne.jp

〒028-6103 岩手県二戸市石切所字川原46-1

【成年後見制度を支える機関の実際の取り組み】

中核機関の役割と見えてきた課題



一般社団法人権利擁護あおい森ねっと
社会福祉士 藤田博美

当法人の紹介

- > 青森県弘前市にある独立型社会福祉士事務所。
- > 平成23年6月に社会福祉士3名が中心となり、「一般社団法人権利擁護あおい森ねっと」を設立。
- > 平成26年5月には、青森県弘前市より「弘前市成年後見支援センター」の委託を受ける。
- > 令和2年9月末時点で、11名（理事監事含む）のスタッフで構成されている。

弘前市の紹介

> お城とさくらとりのごの町 弘前

> 人口17万人程の自治体

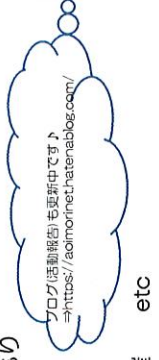
> 藩政時代、津軽十萬石の城下町として栄えた弘前市。弘前城天守をはじめ、寺院や武家屋敷、商家が軒を連ねる伝統的建造物群など、弘前は長い歴史を感じさせる街。



当法人の紹介

★主な事業・活動内容

- > 成年後見制度に関わる事業全般（相談受付、法人後見等）
※令和2年9月末において、後見84件・保佐30件・補助2件 受任中
- > 居宅介護支援事業所あおいもり
- > 相談支援事業所陽だまり
- > 研修会や勉強会の企画・開催 etc



当法人の紹介

★主な事業・活動内容

- ▶弘前市成年後見支援センター
- ・成年後見制度に関する普及啓発、研修会の開催、相談受付
- ・市民後見人の養成研修や定期報告会、フォローアップ研修等
- ・親族後見人への相談対応、助言、申立支援等
- ・地域ケア会議等への出席 etc

ブログ活動報告も更新中です！
⇒<https://aoinorinet.hatenablog.com/>



是非ホームページも拝見してください！
⇒<https://h-a-kenniyogo-center.localinfo.jp/>

※2020年4月からは、近隣の8市町村との広域化により

「弘前圏域権利擁護支援センター」となる活動中。

構成8市町村



※旧浪岡町（現青森市）を除く

【補足】弘前圏域権利擁護支援センターの設置の背景

現状と課題

- 成年後見制度の利用者が年々増加。親族以外の第三者が後見人等になるケースが増え、受任者が不足傾向にある。
- 成年後見制度利用者数増加への対応及び市民後見人の安定した活動をバックアップするための機能の強化。
- 弘前市成年後見支援センターでは、弘前市以外の相談者も一定数見込まれ、広域化による圏域市町村全体での相談体制の再構築と市民後見人の担い手の育成。

【補足】弘前圏域権利擁護支援センターの設置の背景

事業内容

- 弘前圏域権利擁護支援センターの共同運営
- 弘前圏域権利擁護支援連絡会の設置

期待される効果

- 圏域市町村単独で設置するより経費負担が軽減され、専門相談員が確保できる。
- 市民後見人候補者が確保される。
- 中核機関を設置することにより、地域関係団体との効果的・効果的な連携が図られる。

当法人の紹介

★令和元年度 相談実績（相談者別/延数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
本人	2	2	3	2	1	2	3	0	2	2	0	1	20
家族	13	14	11	7	15	7	5	5	11	5	5	18	116
介護施設	0	2	6	7	2	0	1	0	3	0	1	1	23
障害者施設	0	1	0	0	2	1	1	2	1	1	1	0	10
医療機関	2	4	0	4	0	1	0	3	1	3	3	2	23
地域包括ケアセンター	7	4	1	9	10	8	8	12	9	9	9	5	91
居宅介護支援事業所	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	1	0	5
相談支援事業所	0	0	1	1	1	0	2	1	3	3	2	2	16
専門職 他	3	9	9	10	4	8	5	9	4	4	5	12	82
友人・知人	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	4
その他	0	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
合計	27	38	36	40	37	29	26	32	35	28	27	41	396

当法人の紹介

★令和元年度 相談実績（分野別/延数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
高齢者	17	21	23	24	24	22	11	17	21	16	16	24	236
知的障がい者	4	5	0	3	2	0	2	3	3	4	5	3	34
精神障がい者	4	6	5	1	2	2	2	5	1	1	2	6	37
その他	2	6	8	12	9	5	11	7	10	7	4	8	89
合計	27	38	36	40	37	29	26	32	35	32	27	41	396

中核機関としての実践

①広報・普及啓発活動

○構成市町村地域住民向け研修会の実施

⇒令和2年8月より、構成市町村を巡回し、「弘前圏域成年後見制度研修会」を実施 合計200名弱の参加有

○関係機関向け研修会等の実施

⇒弘前圏域権利擁護支援センター開所に伴う説明会の他、成年後見制度の普及啓発に係る研修会、勉強会等へ積極的に参加
令和2年4月開所以降、合計5カ所で開催

中核機関としての実践

②相談支援機能

【一次相談窓口と二次相談窓口との関係性】

①地域内の相談支援機関＝一次相談窓口

⇒具体的には、市町村担当窓口、地域包括支援センター、市町村福祉協議会、相談支援事業所 等

②専門的相談及び予防的介入＝二次相談窓口

⇒中核機関（弘前圏域権利擁護支援センター）
※センターにおいても、構成市町村住民からの相談は、一次相談窓口と同様に実施していく。

※一次相談窓口からの相談に対する専門的助言、予防的介入、後方支援、場合によっては一次相談窓口からの担当変更 等

中核機関としての実践

②相談支援機能

【司法・福祉専門職及び行政含む他機関との連携】

- ①地域連携ネットワークを駆使した、相談機能の充実と利用促進機能の充実を図ることを目的とした手段
⇒具体的には、
 - ・相談場面への同席依頼
 - ・ケース会議の計画、招集、開催及び**会議終了後のフィードバック**
 - ・市町村担当課へのアワードリーチ、問題提起 等
- ②地域連携ネットワークを駆使したイメージの共有
⇒チームとして**根拠に触れる、根拠を知る**ことで、実際の相談場面に生かすことが出来る

13

中核機関としての実践

③受任調整（マッチング）

- 今年度の受任調整会議については、主として首長申立案件に限り実施
- 会議までの間に、構成市町村担当者と弘前圏域権利擁護支援センターとで、概略等を集約し会議資料を作成
- 参集者としては、構成市町村において首長申立を担当する職員、県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会、県行政書士会、その他法人後見を実施している組織（社会福祉協議会等）であり、会議の進行は弘前圏域権利擁護支援センターが実施

14

中核機関としての実践

③受任調整（マッチング）

- 会議では、
- ①本人の意思、②申立に至る経緯、③本人を支援する支援者の見解、④専門的見地からの法的課題、福祉的課題、⑤成年後見人等の活動として危惧されること 等
- 上記の内容等について協議することにより、イメージが共有され、成年後見制度の面輪である、**財産管理及び身上監護**におけるミスマッチの防止が図られる
⇒本人にとって「**メリットを実感できる**」制度利用となるよう、受任調整会議で協議した内容を添え、家庭裁判所へ推薦している

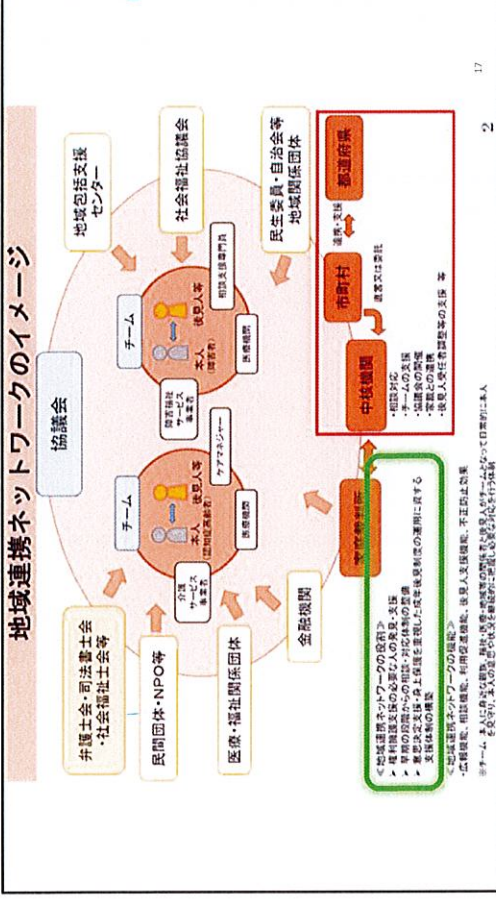
15

中核機関としての実践

④成年後見人等支援

- 円滑な引継ぎ支援
- 成年後見人等からの相談への対応、同行支援等
- 成年後見人等が、これまで以上にチームの構成員として機能し、双方でメリットを感じてもらえるような働きかけを実践
- 多くの課題を抱える事案については、弘前圏域権利擁護支援センターもチームの一員として活動

16



- 2020.10.3 権利擁護支援従事者研修
- ### 見えてきた課題
- ①早期の段階からの相談・対応体制の整備
⇒入口となる相談場面では、より慎重で分かりやすい説明と同時に**予防的介入**が必要とされている
 - ②受任調整（マッチング）
⇒利用される全ての人が**メリット**を感じるようになるのか？
 - ③構成市町村との関係性（他部署連携や利用支援事業等含）
⇒同じ視点や位置で協議出来ているか？**類似課題**の存在
 - ④成年後見人等候補者の**不足**
⇒**成年後見人等候補者の育成や実施を支援する活動**は急務である
- 18

- 2020.10.3 権利擁護支援従事者研修
- ### まとめ
- 以前に比べ、成年後見制度はより身近なものになりつつある
今後は、更なる利用促進が求められている
 - 成年後見制度は、原則本人が亡くなるまで続くものである
利用されている全ての人が**メリット**を感じているとは限らない
 - 相談場面では、より慎重で分かりやすい説明と同時に、適切なアセスメントを実施し、場合によっては**予防的介入**も必要
 - **新たな人材育成及び、既存資源の活用**
地域全体で支えていく仕組みを、構成市町村と一緒に（地域の特性等も理解しながら）築いていく必要がある
- 19

ご清聴ありがとうございました。

20

親なき後の安心 と育成会活動

青森市手をつなぐ育成会 吉田 司代子

青森市手をつなぐ育成会の概要

- 1962年 東青地区手をつなぐ親の会設立
- 1976年 青森市手をつなぐ親の会に改称
- 2007年 特定非営利活動法人 青森市手をつなぐ育成会 設立総会
- 2007年 認証 特定非営利活動法人として活動開始



青森市手をつなぐ 育成会の活動

- ・法人後見事業
- ・お金の悩み・親なき後相談室
- ・じらいむ
(障がいをもつ本人・関係者が集まれるサロン)
- ・クリスマス大会
- ・チャリティーパーティー



法人格取得のわけ

2005年現会長就任と同時に、会員の高齢化を危惧し、親だけでは「知的障がいをもつわが子」を支えていくのは困難ではないかという思いを打ち出し活動してまいりました。それは、親だけではなく幅広く社会全体で支えていくための仲間づくりが必要との事から法人格を取得。親以外の方にも会員として関わって頂く道を選択いたしました。
同時に、成年後見制度についても勉強会を継続的に行う事となりました。
加えて育成会が法人として、成年後見活動を行う事は出来な
いものかと模索が始まりました。

法人後見受任を目指して

2013年11月青森市市民後見人養成講座1期生として育成会も養成講座を受ける事となりました。

成年後見の基礎講座から始まり、親なき後の安心のためにも成年後見活動を育成会での思いを会として強くしました。

また、ここで出会った仲間たちが現在育成会活動を支える大きな力となっています。

母が娘の将来を心配し、

後見申立てへつなげたケース

法人後見事業

ケース概要

- ・被後見人 年齢 40代 女性 障がい程度 愛護手帳 A 障がい程度区分 6
- ・家族構成 両親 本人
- ・申立人 母親
- ・相談に至った経緯

育成会主催の成年後見勉強会に母が参加。

そこで、自分が居なくなったら後の娘の将来を考えると不安がつのり、

相談者自居80歳を目前とし、漠然と考えていた娘の将来への不安がつのり、相談の運びとなった。

法人後見受任に向けての活動

財産管理 弁護士 / 身上保護 青森市手をつなぐ育成会
活動内容

- ・相談者より事情の聞き取り
- ・後見申立てにあたっての準備（必要書類の取得と併走支援）
- ・後見人候補者である弁護士との連絡調整
- ・決定後の身上保護

(月に一度施設訪問、面会。両親との情報共有。関係機関との調整など)

後見受任後の活動

- 身上保護
- 施設入所後の本人支援（精神面でのケア）
- 施設側との情報の共有
（他入所者とのラブラブル情報など）
- 両親と本人の家族間調整

2年目を終えてWITHコロナの時代に

今年1月～2月までは、月に一度の面会で過ごす事ができました。
コロナ感染症が広まっていくと、面会をご遠慮くださいと施設側からの申し出あり、7月からリモートでの面会が施設側より提案されました。
高齢の保護者、後見人には少し気後れするワードとなりましたが、リモートでの面会が開始されました。
被後見人の強カもだいぶ落ちており、リモートはどうかなんだろうと、お母さんの心配もありましたが、声をしっかり聞き取り「お母さん」「お父さん」と笑顔を見せていました。
※この活動の当初、「高齢化を危惧し」とお話ししましたが、心配ばかりし歩みを止めて
いられない時代がやってきたなと思われまます。会員の協力を得ながら「WITHコロナ」
の時代に向かっていかなければと決意を新たにしています。

親なき後の安心は

法人後見開始から3年目を迎え
被後見人のお母さんからは、「お願いして良かった」と優しい言葉を
かけてもらっています。
「まだ自分が勤けるうちに後見人を選任、被後見人と後見人の関係性を見届
ける事ができた。」
「文書、引き継ぎ書だけでなく、自分が被後見人の情報を伝える事ができ
たし、これからも情報の伝達を、自分のライフワークとしていきたい」とのお
話でした。
親なき後の安心は、それぞれの家庭で、個人で違うと思われまます。育成会が
出来る事は、問題の整理や関係機関へつなぐ事、親の思いに寄り添い、共感し
ながらの支援だと思います。

2、 12月15日 千葉県船橋市

日本財団助成金事業
権利擁護支援従事者研修

Supported by
日本財団
THE NIPPON
FOUNDATION

伴走型支援の 実践を学ぶ

～NPO法人 ^{ほうぼく}抱撲の支援～

2020年 13:20～16:20

定員
50名

12月15日 火 (開場13:00) 参加費無料
船橋市きららホール(フェイスビル6階)

挨拶

13:20～13:30

佐藤 彰一 (全国権利擁護支援ネットワーク代表)

第1部

13:30～14:30

「だれも孤立させない」

おくだ ともし

講師:奥田 知志 氏(NPO法人抱撲 理事長)



第2部

14:50～16:20

「生きてさえいれば
いつか笑える
日がくる」

いきわらいちざ

生笑一座 講演



裏面の申込用紙に必要事項をご記入いただくか、同じ内容をメールまたはファックスでご連絡ください。

ご予約
お問い合わせ

NPO法人PACガーディアンズ

TEL:047-407-4441 FAX:047-407-4860

info@pacg.jp

主催 全国権利擁護支援ネットワーク

共催 特定非営利活動法人PACガーディアンズ

3、 1月9日 オンライン

意思決定支援(SDM)とエンパワーメント

2021年1月9日 (zoom開催)

全国権利擁護支援ネットワーク代表
 国学院大学法学部教授
 弁護士
 弁護士

Jenny Hatch Justice Project

「Jenny Hatch というバージニア州(Newport News)に住むダウン症の女性(29歳)が、アパートに住みつつリサイクルショップでバイトしていたが、自転車事故のあと住まいがなくなり、ショップの経営者の家に住み始めた。両親(母と義理の父)はGHIに住まわせたいとして成年後見の申立をしたが、Jennyが自分には成年後見人はいらないと裁判所に主張」

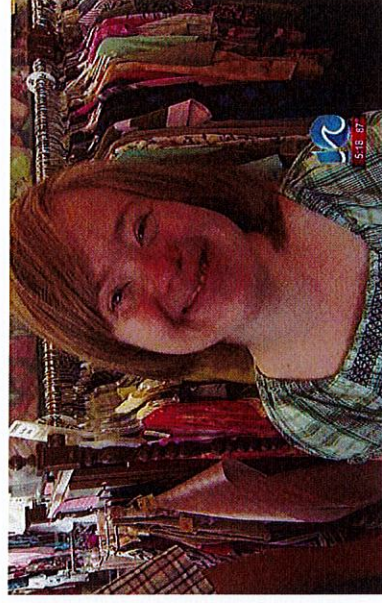
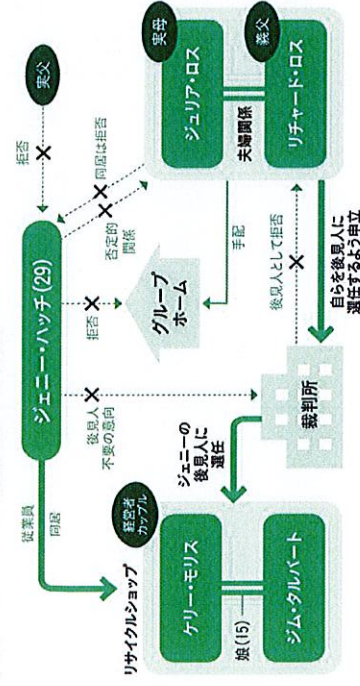
裁判所の決定: 後見人は? 1年限定 その職務は?

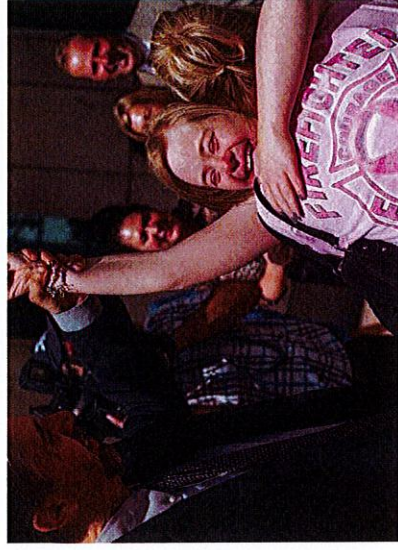
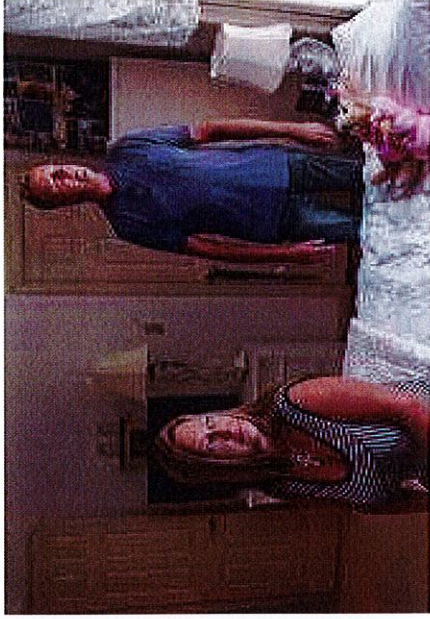
詳しく下記を参照してください。

ジェニー・ハッチ (Jenny Hatch) の物語

<http://www.satoshio.org/satoshiolog/2015/01/jennyhatch-43c7.html>

※ [図] ジェニー・ハッチの後見人選任をめぐる人物関係





日本の現在の制度でJennyは？

- 友人が後見人になれるか
- 1年限定の後見人というのはいりうのか
- 意思決定支援はすべきなのか、できるのか
- Jennyには自分のことを判断する能力あるのかないのか
- 国連の障害者権利条約12条によれば日本の制度は、どう理解されるでしょうか。

日本の成年後見制度の課題

- 2000年にスタートした日本の成年後見制度は、基本的には代行決定の制度である。法定後見と任意後見がある。法定後見制度は、後見類型、保佐類型、補助類型の三つに分かれているが、後見類型では大幅に行為能力が制限されるし、保佐・補助でも一定のレベルで行為能力が制限される。また代理権がついた場合も法定代理であり、本人の意向に沿った代理活動が確保されているわけではない。もっとも民法の中には、後見業務を実施するにあたって本人の意思を尊重すべきことを定めた条文がある(民法858条)、どうすれば意思を尊重したことになるのかは不明確であるし、行為能力の制限や法定代理権の基本的性格が変わるわけではない。

- 近年、成年後見制度の利用促進法が制定された。意思決定支援を制定の目標に掲げているが、民法の規定が改正されたわけはないので、選任された成年後見人は代行決定(substitute decision making)をするのが、意思決定支援(supported decision making)をすれば良いのが、よくわからない状態におかれている。
- このあいまいさに加えて、成年後見人・保佐人・補助人が選任されると、ご本人が死ぬまでその業務が続くこと、専門職後見人の選任が8割に迫り、その報酬を本人が負担するためコストがかかること、など、日本の成年後見制度は利用者本人への制約や負担が大きく、障害者権利条約12条に抵触していると思われる。

日本で意思決定が難しい人が利用できる制度

- 認知症高齢者や知的障害者など意思決定が難しい人々に対して、成年後見制度以外の日常生活支援事業(Daily Life Independence Support Project)というものがある。これは一人が意思決定することが難しい人であっても、基本的な契約判断や通帳の預かりなどを行う制度である。これは後見制度以外の意思決定支援制度として働いたものであって、利用者は、成年後見制度が22万人ほどであるのに対して、5万程度と低迷している。予算上の問題が大きいと言われている。

日常生活自立支援事業とは、

- 社会福祉法の厚生労働省の補助金で運営されてる事業です。自分単独では、福祉サービスの利用契約を結んだり、金銭管理が難しかったり、通帳保管が難しい人(認知症高齢者・障害者)に向けたサービスです。
- 各社協は、こうした人々の相談に応じます。1999年10月から始まりました。このサービスには家庭裁判所はまったく関与しません。つまり成年後見とはまったく違う制度です。
- 社協との契約を結んで利用します。この制度を利用することで法的能力の制限はまったくありません。

日常生活自立支援事業 2

- この制度の利用契約を結んだあとは、市民の中で研修を受けたボランティアスタッフが、利用者の人を訪問して協力の監督を受けながら、金銭管理やさまざまな相談にのりつつ職員支援を行います。利用料は一度につき1000円と低額です。これは司法制度と比べても利用を辞めると成年後見制度に比べて意思決定支援の制度として優れていると言えます。
- にも拘わらず利用者は、5万人程度で成年後見の23万に比べる多額であり、その理由は、契約能力の審査にあたる社協関係者が、利用者に契約能力がないと判断してしまうことと契約による制度です。世に契約能力がある人も先天的にもあるものです。後述の能力存在推定に關係します。

対人理解のパラダイム転換①

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、本人の意思は尊重するとしても、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人に代わって判断しなければならぬ」



能力不存在推定(代行決定)

対人理解のパラダイム転換②

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なり的人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(意思決定支援)

国連障害者権利条約について

1. 日本は、平成19(2007)年に外務大臣が署名し、
2. 国会が平成25(2013)年12月4日に国会議決し、批准して、
3. 平成26(2014)年2月19日に国内的に効力を持ちました。

第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1. 締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2. 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。
- 3. 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。
- 4. 締約国は、法的能力の行使に関連する全ての措置において、濫用を防止するための適当かつ効果的な保障を国際人権法に従って定めることとを確保する。当該保障は、法的能力の行使に関連する措置が、障害者の権利意識、当該権利を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に及び、かつ、適当なこと、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は同法機関による定期的な審査の対象となることを確保するものとする。当該保障は、当該措置が障害者の権利及び利益に及ぼす影響の程度に応じたものとする。

批准された障害者権利条約と成年後見制度の関係は(日本政府の議論)?

～現行成年後見制度は、障害者権利条約12条との関係でかなり問題あり?～ 注意点

平成25(2013)年12月4日 国会承認
平成26(2014)年2月19日 効力発行

- (1) 1項 障害者は「法律の前に等しく認められる権利」を有する。
- (2) 2項～4項 「法的能力の享受」(権利能力のみ意識)「能力を行使するにあたって必要とする支援を行う」(後見制度も支援制度)この支援は「意向の尊重・状況に応じて適合する範囲・可能な限り短い期間・公平な当局、司法機関による定期的な審査」

障害者権利条約 国連委員会の見解

- * 国連人権委員会の一般的意見書は次のように言う。
 - 「判断能力が不十分な人に対する法的支援の枠組みから一切の代理・代行決定を排除して、法的支援方法を意思決定支援に全面的に置き換えるべきである」
 - ・・・代行決定と意思決定支援の混合型もダメ
- ① この意見は極端。批准時には、ここまではいわれられておらず国際的なコンセンサスは「ない」。
- ② しかし、「能力存在推定」の考え方は、国際的コンセンサス?になりつつある。「代行決定は他に方法のない最後の手段」(ラストリゾート)ということでは、最低限法律家や福祉職も意識して行動すべきである。

パラダイム転換と代行決定

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存在推定)
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合は、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけません。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

意思決定支援の「倫理」 35p

- 1) 意思決定を強要しないか。
決められない自由を保証する。
- 2) みんなが集まる必要がある、しかし、なんのためか
みんなが決めるのではなく、本人の意向を確認するため
- 3) 意思決定は、プロセスだという認識は必須。
- 4) 自己責任を理由に、支援を打ち切らない。
違う決定をしても支援。失敗したら再支援
再決定・再支援のできない場合は？

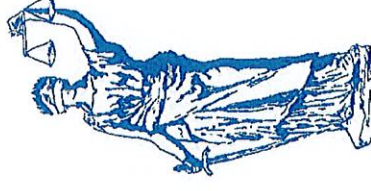
社会の環境と個人の思いが不整合：その調整(SWの役割?)
社会参加の支援は、ひとりではできない。
では、権利擁護支援者は誰でその役割は?
専門職に限らない。生活支援者も市民も

アドボカシー(権利擁護)の要素 28p

人間としての尊厳を確保し、それぞれの良き生を支援する

- 1 自己決定の尊重
- 2 ご本人にとって最善の利益の確保
- 3 社会的承認・参加 (連帯性・エンパワメント・外向き・内向き)
1とは原則一致(自己選択が本人にとって最善)。しかし、支援者からみると違う場合。。?タリタリ介入?
主観的最善利益(ご本人が言うご本人の利益)
Vs 観察者的最善利益(支援者がご本人の思いと位置づけるご本人の利益)
Vs 第三者的最善利益(支援者が思うご本人の利益)
どれが「正しい」などは、言えない
しかし、「なにをしているか」は言える

正義とケアの共存は可能か



例えば

自分が認知症になって判断能力がなくなつた時には、安楽死をさせてほしいと明確に述べている方が、認知症になってからめだけど、それなりの生活をしているときにどう判断するか。
トウオーキーンによる幸福のマーゴの扱い。

まわりのいるんなことが、ケアと正義に関わってくる。



ロナルド・ドゥオーキン (Ronald Dworkin, 1931年12月11日 - 2013年2月14日)

Yale大学教授 (法哲学)、ロンドン大学教授

Life's Dominion: An Argument about Abortion and Euthanasia, (Harper Collins, 1993).

水谷英夫・小島妙子訳『ライフズ・ドミニオン——中絶と尊厳死そして個人の自由』(信山社出版, 1998年)

幸福のマーゴ

自律性 インテグリティ 現在: 過去 エホバの証人

受益性 最善の利益 マーゴの過去の自律性と衝突したら?

フィネリーの例(後身人が安楽死を選択)381p

尊厳の権利 生の不可侵性に対する最大の侮辱は、その複雑性に直面したときの無関心や怠慢である。



キャロル・ギリガン

1937年11月28日 -

出典: Carol Gilligan, In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development, Harvard University Press, 1982(キャロル・ギリガン『もうひとつの声——男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』川島書店, 1986年 絶版)。

子どもたちの発達調査のためにインタビュー。すると面白い現象が

重い病の薬を助けるには薬が必要・しかしカネがない。夫ハインツから相談を受けたとき

ジェイクとエイミーの対応

男性的? な見方と女性的? な見方。



男の子ジェイク／『もうひとつの声』

「重い病にある妻を助けるため、

金のないハインツは薬屋に盗みに入るべきか」



ハインツは薬を盗むべきだ。人間の命はお金よりも大事だからね。薬屋はもうけても暮らしはあまりかわらないけど、ハインツは奥さんをあとで取り返すことはできないからね。法律だって間違えることはあるし、裁判官だってハインツの行動を正しいと考えるさ。

女の子エイミー／『もうひとつの声』

「重い病にある妻を助けるため、

金のないハインツは薬屋に盗みに入るべきか」



ハインツは盗んじやいけない。でも、奥さんも死なせてはいけないと思うし。盗めばハインツは監獄に入り、そうしたら奥さんの病気はもっと重くなるかもしれない。ハインツは人に事情を話して、薬を貰うお金を作る何か別の方法を見つけてるべきだと思うわ。

ジェイクとエイミー / 『もうひとつの声』

■ジェイク

道徳的ディレンマは、人間に関する数学の問題のようなもので、方程式を組み立てれば、誰もが同じ結論に至る。完全であることが理想として、自分を中心に世界を捉える。

ジェイク



公正・正義・権利

■エイミー

人に対する思いやりを理想とし、世界を人間関係の物語として捉え、自分自身を世界の中心に位置つける。自分が何をしたいかより、他人の願う通りにしてやることが自分の責任だと考える。

エイミー



関係・思いやり・責任

法／正義の考え方

■法／正義の特徴

- 原理志向・・・『筋を通すこと』
- 平等・公平・画一的処理
- 自律した個人を前提に
- 法／正義の考え方のもとで考慮されにくいもの
 - 感情的・情緒的なもの
 - 人と人の関係性の維持・発展
 - 思いやり、気づかい、他者への配慮に基づく責任意識
 - 一回限りの個別的・具体的事情、特殊文脈的なもの

正義の倫理	ケアの倫理
世界の中心に自己	世界の中の自己
公正・公平・不偏の実現	他者とのつながりの形成・維持
自立 理性	相互依存・支え合う 感情
公平に扱う、分け隔てしない	気づかう、思いやる
権利・義務	責任・応答 (responsibility)
ルール、原理に基づく判断	具体的状況の中での判断
普遍的 (一般的)	個別的 (特殊的)
対象からの距離	没頭、専心
(短所) 拘り定義、融通が利かない	(短所) 場当たり的、えこひいき

意思決定支援論の整理① 31p

- ◆「この人は判断能力が不十分であるので、できる限り本人の意思は尊重するが、判断能力が不十分なため、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならぬ」



能力不存在推定

意思決定支援論の整理②

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(パラダイム転換)



Eva Feder Kittay
1946年8月13日
生まれ、スウェーデンマルメ
Prof. of SUNY Stony Brook Univ.
「愛の労働あるいは依存とケアの正義論」
白澤社(2010)
Love's Labor: Essays on Women, Equality,
and Dependency, Routledge (Thinking
Gender Series) 1999.
娘さん、Sesha HelperPeggy

自らは、血縁 「ケアする権利」「ケアされる権利」
「人はみな、寄し世帯の子どもののである」
そして、人はみな子供の時代を行き、高齢者になる。
依存労働 依存労働者は二次的依存をする。そこで、Douila
職業的介護者は依存労働者ではない(拡張的依存労働者)
弁護士や医者は拡張された意味でも依存労働者ではない。



Alasdair MacIntyre, 1929年1月12日生まれ。
ノートルダム大学教授。哲学
-After Virtue: A Study in Moral Theory. (Notre
Dame University of Notre Dame Press, 1981)
徳論家「徳論家としての時代」(みすず書房、1993年)
アラスデア・マクイントア「徳論的合理的動物」
法政大学出版局(2018) Dependent Rational
Animals. Why Human Beings Need the Virtues
(Open Court Publishing Company, 1999)

人間は生まれると等から人に依存する。依存することによって成長する(開花する)。動物
物的な思考(前言語的思考)と言語的思考(実践的推論)がある。いずれも依存が
必要。実践的推論者として開花するためには、依存していることの自覚と敬慕からの離
脱が必要。
そうした開花をもたらす社会は、コミュニティ。近代国家は、無理。

パラダイム転換と代行決定

31p-32p

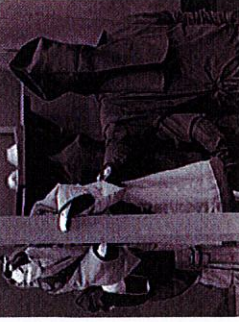
1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定
2. ある人にそのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存在推定)
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)

パラダイム転換と代行決定

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合は、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけません。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

成年後見人は意思決定支援者か

- 行う役割は、代行決定
ただし法的効果を出すことができる権限あり
要するに**法律上の事柄についての決定権が基本**
- その権限を使わないで意思決定支援することもできる
民法858条 必要職務か？ この条文の意思は広い
(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)
成年後見人は、成年被後見人の生活、財産看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、**成年被後見人の意思を尊重し**、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。
- 意思決定支援は、いろんな人が関わる＋支援の場も様々



黒子 黒衣



三つの課題

- 日本の法制度は、人を能力や意思のある人だとみているのか、ない人だとみているのか。支援者が困惑する。
- 代行決定をすれば良いのか、意思決定支援をすれば良いのか、すべて裁量。すべての人に意思決定支援を保障できない。
- 意思決定支援に名を借りた代行決定。

